

福岡県農山漁村発イノベーションサポートセンター 農山漁村発イノベーション地域プランナー派遣要領

1 主旨

公益財団法人福岡県中小企業振興センターが設置した「福岡県農山漁村発イノベーションサポートセンター」（以下「サポートセンター」という。）は、農山漁村発イノベーション事業体（以下「イノベーション事業体」という。）の経営改善や経営全体の付加価値向上の取組を支援するため、専門的な知識や経験を有する専門家を「福岡県農山漁村発イノベーション地域プランナー」（以下「プランナー」という。）として登録し、イノベーション事業体の要望に応じて派遣する。

2 派遣対象

福岡県内の農山漁村の地域資源を活用して新たな事業や雇用創出に取り組むイノベーション事業体のうち、以下の要件を満たす者とする。

- ①支援実施後、5年間の経営改善目標を自ら掲げることができる者
- ②支援実施年度の翌年度以降5年間毎年、経営状況報告書を作成し、サポートセンターに提出することができる者

3 プランナー派遣の流れ

- (1) 支援を希望するイノベーション事業体は、「農山漁村発イノベーション企画推進員・地域プランナー派遣申込書」（様式1）作成し、「誓約書」（様式2）並びに直近3年間の決算書を添えて、サポートセンターに提出するものとする。
- (2) 企画推進員は、支援を希望するイノベーション事業体を訪問して、ヒアリングや現地調査を行ったうえで支援シートを作成し、地域支援検証委員会（以下、「委員会」という。）に提出する。
- (3) 委員会は支援シートをもとに支援の可否を決定し、支援する場合は、支援内容及び派遣するプランナーを決定する。
- (4) サポートセンターは、委員会の決定を受けて、プランナーを派遣する。なお、支援に要する費用は無料とする。
- (5) 支援を受けたイノベーション事業体は、支援終了後の翌年度以降5年間毎年、各決算期の終了後2か月以内に、経営状況報告書（様式3）を作成し、決算書を添えて、サポートセンターに提出しなければならない。

4 プランナーの登録

- (1) プランナーとしての登録を希望する者は、別に定める「福岡県農山漁村発イノベーション地域プランナー募集要領」に基づいて「福岡県農山漁村発イノベーション地域プランナー登録申請書」（様式4）をサポートセンターに提出するものとする。
- (2) サポートセンターは、登録の申請があったときは、委員会に付して審査し、適正と認められたときは、プランナーとして登録する。

(3) 登録されたプランナーは、個人情報保護に関する誓約書（様式5）をサポートセンターに提出するものとする。

5 プランナーの業務内容

(1) プランナーは、サポートセンターからの依頼に基づいて、福岡県内の農山漁村の地域資源を活用して新たな事業や雇用創出に取り組むイノベーション事業体が経営全体の付加価値額を増加させるための経営改善戦略の策定・実行を支援する。支援活動を行うにあたっては、イノベーション事業体との合意形成をはかり、事業内容の診断により事業化に向けての助言、提案等を適切に行うものとする。

(2) プランナーは、サポートセンターの依頼を受けて支援するイノベーション事業体について、派遣の都度、派遣先から受けた相談の内容とこれに対して提案した改善策や診断・助言等のアドバイスの内容、農山漁村発イノベーション事業及び関連事業についての現状、計画、課題及び収支状況、それに対する支援内容等について相談カルテを作成し、サポートセンターに提出するものとする。

6 プランナーの派遣条件

(1) 経費の負担

サポートセンターは、5の(2)の相談カルテの内容が適切と認められる場合、プランナーに対して予算の範囲以内で謝金と旅費を支払うものとし、その額は下表の通りとする。

謝 金	実働時間1時間当たり7,200円（税込）
旅 費	実費弁償または公益財団法人福岡県中小企業振興センター旅費規程に基づく金額。なお、プランナーは事前にサポートセンターに交通手段を報告すること。

(2) 派遣時間

サポートセンターが経費を負担するのは、原則として、1回の派遣につき3時間を上限とし、移動時間は含まないものとする。

(3) 守秘義務

プランナーは、本事業の実施により知り得た情報等を外部に漏らし、又は自己利益のために利用してはならない。

7 プランナーの評価

委員会は、プランナーが作成した相談カルテの内容並びに企画推進員が支援シートに記録した支援内容及び支援結果に基づき、当該プランナーの評価を行うものとする。

附則

この要領は、令和2年5月15日から施行する。

この要領は、令和4年6月15日から施行する。